廃棄物等に対する水際取締りの強化について

平成18年7月20日財関第869号

近年、税関をめぐる情勢は大きく変化しており、水際取締りにおいては、その対象が、従来の不正薬物、銃砲等を中心とした取締りからテロ関連物資等にまで広がり、更に、グローバル化した国際社会の中での国際物流の安全確保における我が国の責務という観点からは、輸入貨物のみならず、輸出貨物の水際取締りもますます重要な課題となっている。

とりわけ、廃棄物や盗難自動車（部品を含む。）の不正輸出の防止に対しては社会的関心も高く、税関への取締強化の要請や高まっていることから、これらの水際取締りにあたっては、下記の点に留意されたい。

記

１．廃棄物等について

今般、環境省から別添のとおり協力依頼があったことから、廃棄物等の適正な輸出入管理に資するよう、税関と環境省との連携を一層密接に行うこととしたので、周知徹底されたい。

２．中古自動車について

中古自動車の輸出に際しては、関税法（昭和29年法律第61号）第70条により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく輸出抹消仮登録証明書等の確認を行っているところである。警察庁の発表によると平成17年の自動車盗難の国内認知件数は約47,000台と未だ高い水準にあることから、各税関においては、引き続き、輸出抹消仮登録証明書等と輸出申告された貨物との確認を行うなど盗難自動車の不正輸出防止に努められたい。

また、中古自動車を輸出者自らが解体し、自動車部品として輸出する事例が見受けられる。自動車申解体を行うには、事前に自治体から、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第80条に基づく解体業の許可を受ける必要があることから、当該輸出者が解体業の許可を受けているかについても確認するよう努められたい。

別添

平成18年7月14日環廃産発第060714002号

財務省関税局長　殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物等に対する輪出入管理の強化について（協力依頼）

廃棄物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年払律第108号）により、その輸出入管理がなされているところであり、税関におかれては、従来からその適正な法執行に多大なる御協力をいだだき感謝甲し上げます。

しかしながら、粗悪なプラスチックくず等の無償の廃棄物を有償物と偽装、また、リサイクルされる使用済みバッテリーを中古品としで偽装する等の事案が発生しており、今後、廃棄物等に対する輸出入管理を強化するため、税関と環境省（地方環境事務所を含む）との連携を一層密にしていきたいと考えておりますので、貴職におかれても特段の御配慮をいただくようよろしくお願いいたします。

なお、環境省に対する照会等が必要な場合には積極的に連絡いただくようお顔いたします。